

大瀧村創立60周年記念ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大瀧村創立60周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークのデザイン)

第2条 ロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

(使用できる者)

第3条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 大瀧村の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 特定の思想、政治的信条、宗教活動に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、その使用が不適當であると大瀧村長（以下「村長」という。）が認めるとき。

(使用手続)

第4条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）または申請専用フォーム（URL：<https://logoform.jp/f/Lyk4L>）により申請を行い、ロゴマークの使用を開始する前までに承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 大瀧村が業務の目的において使用する場合
- (2) 大瀧村が共催又は後援する行事について、その共催又は後援を示す目的において使用する場合
- (3) その他村長が認める場合

2 前項の申請を承認したときは、村長は、ロゴマーク使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

(使用上の順守事項)

第5条 前条の規定に基づき使用承認を受けてロゴマークを使用する者は、次の各号に定める事項を順守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 使用開始に先立ち完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (3) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) ロゴマークは別図に定めた色、形状等を正しく使用すること。

(使用の取消)

第6条 ロゴマークの使用承認を受けた者が本要綱に違反したときは、村長はその承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用承認を受けた者に損害が生じても、村長は、その責めを負わない。

(使用可能期間)

第7条 ロゴマークの使用可能期間は、第4条第2項による承認を受けた日から令和7年3月31日までとする。ただし、村長が必要と認める場合はこの限りではない。

(使用料)

第8条 ロゴマーク使用料は、無料とする。

(損失補償等の責任)

第9条 村長は、ロゴマークの使用又は承認をしたことに起因する損失補償等一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、使用物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負わなければならない。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に関し、故意又は過失により大瀧村又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(所管)

第10条 この要綱に関する事務は、総務企画課が所管する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別図

カラー



モノクロ



様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

大潟村長 高 橋 浩 人 様

所 在 地
申請団体名
代表者氏名

大潟村創立 60 周年記念ロゴマーク使用承認申請書

大潟村創立 60 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を次のとおり
使用したいので申請します。

1 使用目的

2 使用方法

3 使用期間 年 月 日～ 年 月 日

4 添付書類 ロゴマークを使用しようとする事業に関する企画書
(実際の使用計画や使用イメージ等を資料として添付すること)

5 連絡先

様式第 2 号(第 4 条関係)

大 発 号
年 月 日

様

大 瀧 村 長 高 橋 浩 人
(公印省略)

大瀧村創立 60 周年記念ロゴマーク使用承認書

年 月 日付けで申請のあったことについて、大瀧村創立 60 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用を以下の条件を付して承認します。

記

(使用承認の条件)

1. ロゴマークの目的外の使用を禁止します。
2. ロゴマークの転貸、改変等を禁止します。
3. ロゴマークの使用期間を遵守してください。
4. 使用開始に先立ち完成物件を提出してください。物件の提出が困難である場合には、その写真を提出してください。
5. 上記の条件やロゴマーク使用取扱要綱に違反した場合は、使用承認を取り消すことがあります。
6. ロゴマークの知的財産権、使用権など一切の権利は大瀧村に帰属します。
7. ロゴマークの使用に関して発生する一切の責任は、ロゴマークの使用権者によるものとします。